

子ども・子育て会議（第49回）

議 事 録

内閣府子ども・子育て本部子ども・子育て支援担当

子ども・子育て会議（第49回）

議 事 次 第

日 時 令和元年11月26日（火）10:00～12:06

場 所 中央合同庁舎4号館12階共用1208特別会議室

1．開 会

2．議 事

（1）新制度施行後5年の見直しに係る検討事項について

（2）その他

3．閉 会

秋田会長 おはようございます。それでは、始めさせていただきます。

初めに、委員の交代がありましたので、お知らせいたします。本年本日付で村岡嗣政委員が退任されまして、滋賀県知事の三日月大造委員が着任されましたので、御紹介をさせていただきます。

三日月委員 どうぞよろしく願いいたします。

秋田会長 それでは、本日の委員の御出欠について、事務局より報告をお願いいたします。

池上参事官 委員の御出欠について御報告申し上げます。

本日、大日向委員、加藤委員、古口委員、尾木専門委員、高橋専門委員、平川専門委員、安河内専門委員におかれましては、所用により御欠席でございます。

それから、現時点では駒崎委員がいらっしゃっておられないのですが、御出席をいただく予定となっております。

また、新山委員におかれましては高橋代理人、王寺委員におかれましては古渡代理人、奥山委員におかれましては小川代理人、湊元委員におかれましては羽柴代理人、徳倉委員におかれましては高祖代理人、東出委員におかれましては佐藤代理人、水谷委員におかれましては濱名代理人に御出席いただいております。

本日は全委員25名のうち、代理の方も含め、22名の御出席をいただいております。また、本日は専門委員の皆様にも御出席いただいております。本日は定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

秋田会長 ありがとうございます。

資料につきましては、議事次第に記載のとおり、資料1から参考資料4までをお配りしております。漏れなどがあれば事務局にお申しつけください。

それでは、議事に入らせていただきます。

本日の予定ですが、新制度施行後5年の見直しに係る検討事項について議論したいと思います。

それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

池上参事官 御説明いたします。

まず、資料1でございますけれども、先ほど会長から御紹介ありましたとおり、新たに滋賀県知事の三日月委員に御参加いただいておりますので、修正したもので改めて委員名簿をお配りいたしております。

それから、資料2の御説明をさせていただきます。今回は公定価格以外の部分について、議論の整理の資料をもとに御議論いただくとともに、公定価格に関しましては検討事項ごとに現状、課題、方向性の案を記載した資料をもとに御議論いただきました。

今回、子ども・子育て会議としての取りまとめに向けた議論を行っていただくため、資料2として取りまとめ（案）を作成しております。この内容につきまして、これまでの資料から変更のあった点を中心に御説明いたします。

まず、資料の1ページ目で「1.はじめに」という章を設けて、検討の経緯等を記載してございます。

第1段落は、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度の施行後の政府の取り組みを御紹介してございます。

第2段落では、施行後5年の見直し規定の御説明を行っております。

第3段落では、昨年度御議論いただきました経過措置の期限が到来する事項についての対応を記載してございます。

第4段落が8月以降の検討の結果ということで、これらの事項について検討を重ねた結果、以下の方針により政府において必要な対応をとることを求めることとしているところでございます。

2ページから4ページは、基本的に変更はございません。

5ページをごらんいただきたいと思います。3.の(1)公定価格の算定方法などというところです。

第1段落ですけれども、議論の方向性のところでは「積み上げ方式」を維持することとしてはどうかとしておりましたが、今回の取りまとめ(案)では「『積み上げ方式』を維持すべきである」という記載としてございます。

これ以外の項目につきましても、何とかしてはどうかという記載については、何とかすべきであるというふう置きかえられているのを基本としてございます。

第2段落のところですが、半ば以降、本年10月の改定により公定価格に残された旧副食費相当額の一部につきまして、経営実態調査におきまして人件費割合が増加し収支差率が悪化している状況に鑑み、その財源分を人件費に上乘せすべきであるとしてございます。この部分について、財務省とよく調整してまいりたいと考えてございます。

その後、6ページまで前回の資料の方向に沿った内容となっております。

7ページをごらんいただきたいと思います。土曜日開所に対する公定価格上の評価のあり方についての事項でございます。

第1段落で、前半のところ現状を御説明しております。第1段落の後半になりますが、こうした実態や現行の積み上げ方式という仕組みも踏まえ、土曜日開所の公定価格上の評価について「開所日数」「利用児童が少ない場合の事業費」「利用児童が少ない場合の人件費」の3つの観点から議論を行った旨を記載してございます。

第2段落で、まず「開所日数」に着目する評価につきましては、一部の土曜日だけ閉所した場合も、全て開所した場合と同様に評価することを維持する根拠に乏しく、影響も一部の土曜日に閉所する園に限られるものであり、調整を実施すべきという意見が多かったことを踏まえ、保育所等の安定的な運営にも配慮しつつ、土曜日の開所日数に応じた調整について検討すべきであるとしてございます。一方で、経営実態調査の結果を見ても、保育所等の全体の収支差は小さいものとなっており、土曜日の利用児童が少ないことに着目した評価については慎重な検討を求める意見が多数あり、保育所等の運営全体に与える影

響を鑑み、慎重に検討すべきものであるとしてございます。特に、人員配置については公定価格での評価以上の人員を配置している実態があり、保育所等の人件費について現在よりも削減することについては多くの委員から反対意見が示されており、現行以上に人件費を削減することは行うべきではないと記載しているところでございます。

9ページをごらんいただきたいと思います。処遇改善の関係になります。

まず(1)の のさらなる処遇改善ですけれども、2行目のところでは、依然として全産業平均の賃金月額との間で差があることを強く認識すべきとした上で、加算の取得の一層の支援やさらなる処遇改善の検討を記載してございます。

それから、 の事務負担の軽減などについてで、第1段落について記載を厚くしておりますので、御説明いたします。処遇改善等加算について、賃金改善の基準年度の取り扱いを含め、地方自治体や事業者の実務への影響を精査しつつ、一定の場合には、計画・実績報告の手続をより簡素に行うことを選択できるようにするなど、事務負担の軽減を図る観点から見直しを検討すべきであるとしているところでございます。

第2段落については、変更ございません。

第3段落については、処遇改善等加算 の施設内での配分方法についてで、加算の取得のきめ細やかな支援や効果の状況を見きわめつつ、定額配分者の最低人数のさらなる緩和を引き続き検討すべきであるとしているところでございます。

11ページの(6)をごらんいただきたいと思います。働きやすい職場づくり等に関する項目でございます。

第1段落のところを少し書き足しまして、趣旨を明確化してございます。土曜日の利用児童数が少なくなっている中で、保育士等の働き方改革等の観点からも、土曜日における共同保育の実施は有効である旨を書いた上で、通知やFAQの発出等により取り扱いを明確化すべきであるとしているところでございます。

13ページをごらんいただきたいと思います。5.の(1)で、基準を超えた職員配置の部分でございます。

まず、1歳児、4・5歳児の職員配置基準の改善については、それを始めとする配置改善については「0.3兆円超」の安定的な財源の確保とあわせて引き続き検討すべきであるとしているところでございます。

それから「『0.3兆円超』関連項目」と書いております。こうした関連項目については、ほかの項目も含め、 でその旨を示しているところでございます。

第2段落、チーム保育推進加算についても、財源確保とあわせて検討すべきとしているところでございます。

5.の(2)で、食育の推進の関係で、第1段落、趣旨は変わりませんが、少し表現ぶりを整理してございます。

それから、第2段落を少し書き足しております。必要となる財源の確保とあわせて、栄養管理加算の充実について検討すべきということで入れさせていただいております。

次に、14ページをごらんいただきたいと思います。(3)で、小学校との連携・接続や外部評価などということでございます。

第1段落については、変更ございません。

第2段落については、少し書き足しをしてございます。自己評価の実施を前提に、公開保育の取り組みとの一体的な実施に対する一層の支援に向け、検討すべきであるとしているところでございます。

少し飛びまして、20ページをごらんいただきたいと思います。(5)の連携施設制度のあり方の部分でございますが、第1段落に2文目を追加しております。また、先行利用調整等により卒園後も引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合には、卒園後の受入先確保のための連携施設の確保を不要とすべきであると書いてございます。

23ページをごらんいただきたいと思います。10.の(2)で、政策の効果・検証の部分でございますが、下から2行目のところで、幼児教育・保育の質の向上という面での効果検証を行うという趣旨がわかりやすくなるように「その後の学校教育へ与える影響など」という文言を追加してございます。

最後の25ページをごらんいただきたいと思います。「11.終わりに」という章を設けてございます。今後のスケジュールなどを示してございます。

まず、第1段落のところでは、制度全般に対する見直しについては、第3期の計画期間との関係性も考慮し、5年後をめどとして行うべきであるとしてございます。

第2段落、公定価格関係ですけれども、3行目で、次回の全般的な見直し及び経営実態調査は、制度全般の見直しにあわせて5年後に実施することとし、それまでの間における中間的な見直しの実施についても、引き続き検討すべきであるとしてございます。

第3段落ですが、各種運用等については、逐次改善を行っていくことが必要であり、本資料で引き続き検討することとした事項に加え、それ以外の事項についても、必要に応じ検討を行うことが重要であるとした上で、例として、災害時における保育所等の臨時休園に係る基準、それから、多胎児を持つ子育て家庭への支援、保育の長時間化への懸念と保育に対する保護者の理解醸成のあり方、制度の複雑化や市町村等のさらなる事務負担の軽減等ということで例示をさせていただいたところでございます。

それから、最後のところでは改めて、子ども・子育て支援法における理念を確認した上で、本会議はこうした基本理念に基づき、引き続き、施策の推進を点検・評価していくことを書かせていただいたところでございます。

資料2についての御説明は以上となります。

森友幼児教育課長 引き続きまして、資料3をごらんください。2019年度の私立幼稚園の新制度への移行状況等調査の概要について御説明申し上げます。

まず、1ページをごらんください。私立幼稚園の子ども・子育て新制度への移行につきましては、幼稚園が移行を希望する場合に、確実に移行できるよう、環境を整えてきているところでございます。文部科学省といたしましては、毎年全ての都道府県、市町村、そ

して、私立幼稚園を対象に、この調査を実施し、移行状況をフォローしているところでございます。

3ページをごらんください。私立幼稚園の新制度への移行状況は、2019年4月1日現在で、右の赤い字のとおり47.3%で、2020年度の見込みまで加えますと、下の赤い字のとおり53.7%となっております。

4ページをごらんください。グラフでまとめております。私立幼稚園が新制度園に移行する場合には、幼稚園のまま移行する場合、認定こども園として移行する場合でございます。2019年に移行済みの園の6割以上が認定こども園として2・3号認定の利用定員を新設して移行しているところでございまして、これは待機児童の受け入れに貢献しているものと考えているところでございます。

5ページをごらんください。都道府県ごとの移行状況を示したグラフでございます。現在の運営体制で十分に園児が獲得できている園が多いことなどから、都市部の移行率が比較的低い状況になってございます。引き続き移行を希望する園が感じている課題等を丁寧に把握して、必要な支援をしてまいりたいと考えております。

6ページをごらんください。新制度に移行済みの私立幼稚園等が感じる移行のメリットでございます。職員の処遇改善を図ることができた、経営が安定したといった回答が非常に多くなってございます。新制度への移行によりまして、園の体制が充実し、幼児教育の質の改善に直結するメリットを各園が感じているものと捉えられます。

7ページをごらんください。新制度に移行済みの私立幼稚園等が抱える新制度への懸案も載せております。左側の3つの色、つまり、暖色系の色でございますが、赤、黄色、緑までは、移行してみたら不安が軽減された、あるいは解消されたというものなどになります。それに対しまして、寒色系、薄い水色、濃いブルーは、相変わらず不安である、不安が増したというものでございます。新制度移行前後で保護者の理解、市町村との関係構築等につきましては、移行後に不安が解消、軽減されたという声が目立つ一方で、新制度への移行に伴います事務の変更や増大等につきましては、移行後も引き続き不安に思われる園も多い状況となっております。

8ページでございます。新制度幼稚園に移行していない私立幼稚園における新制度への移行に係る懸案を調査しております。こちらにおきましても、新制度への移行に伴う事務の変更や増大等に関する不安が73.9%と最も高くなっております。今回、5年後見直しの取りまとめの中にも施設型給付の申請書類の統一化が盛り込まれておりますが、こうしたことを含め、事務負担軽減に引き続き取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

10ページ以降ですが、幼稚園における一時預かり事業の実施状況等につきましてもあわせて調査をしているところでございますので、その結果をつけております。

一時預かり事業の幼稚園型につきましても、預かり時間に応じた単価の充実、事務負担軽減のためのさまざまな改善に取り組んでいただいているところでございます。毎年、市町村に

おいても、国の基準での事業実施や事務負担軽減の取り組みの実施の割合が増加してきております。その状況を明らかにしたものでございます。

時間の関係がございませので、詳細については説明を割愛させていただきますが、不明な点等がございましたら、御質問いただければと思います。

以上でございます。

吉田生活困窮者自立支援室長 厚労省の生活困窮者自立支援室長でございます。資料4の地域共生社会推進検討会の検討状況の資料についてごらんいただければと思います。

9月27日のこの会議でも、この検討会の中間報告について御説明をさせていただきましたが、その後、次期通常国会の社会福祉法改正に向けて議論が進んでおりますので、現在の状況を御説明、御報告させていただきます。

1 ページ目が検討会の趣旨等を整理した紙でございます。

2 ページ目が中間取りまとめで、先日御報告をさせていただいた内容でございます。後ほど御参照ください。

少し資料を飛んでいただきまして、6 ページです。新しい事業を立ち上げていこう、創設していこうということで御議論いただいているところですが、その全体のスキームを整理した資料でございます。

8050の問題とか、社会的孤立の問題とか、本人、御家族が抱える問題、複雑化、複合化してございます。その中で、上の四角にも書いてございますが、3つの支援、断らない相談支援、社会とのつながりや参加を支援する参加支援、また、地域づくりに向けた支援。そういうものを一体的に市町村が実施する事業を創設していこう。そういう議論をいただいているところです。

その中では、アウトリーチを含む早期の支援でありますとか、本人・世帯を包括的に受けとめていく支援などを進めていくことになってございます。

7 ページ目で、新たな事業の枠組みということで、より詳細なスキームについて整理をさせていただいている資料でございます。

2 つ目の矢印のところでございますとおり、今、申し上げた事業については、希望する市町村の手挙げに基づく任意事業にしていこうという御議論をいただいています。

3 つ目の矢印のところ、詳細は現在、内閣府や厚労省の関係部局の中で検討中ですが、社会福祉法の中に市町村の支弁の規定でありますとか、国等による補助の規定を設けまして、4 つ目の矢印で、国の補助につきましては、新たな事業に係る1本の補助要綱を設けて、申請等により、制度別に設けられた各種支援の一体的な実施を目指すということをしております。

7 ページ目の一番下の（市町村が取組を進めるに当たって留意すべき点）というものを整理してございます。今、申し上げたとおり、国としての既存の財政支援の方法を見直しつつ、属性を超えた支援が可能になるように、補助金の一体的な執行を進めるということを考えてございます。その中では、市町村の取り組みの裁量性が高まるということで、

市町村が包括的支援体制の構築に向けた検討や取り組みを進めていただく必要が出てまいります。

このため、7ページの今、見ていただいている矢印の1つ目とかですが、地域住民の方や関係機関と市町村はしっかりと議論をして、考え方をまとめていただき、共通認識を持ちながら取り組みを進めていただくなど、そういうことが重要になってまいります。事業への手挙げや、手挙げしていただいた後、事業の推進に際しても、市町村がしっかりとプロセスを踏んでいただくことが重要であると考えてございまして、そういうものを整理していくということをしてございます。

8ページ目で、新たな事業について、少し流れ的に整理をした図でございまして。

先ほども申し上げましたとおり、複雑・複合的な課題が存在している場合には、町内の連携など、多機関を調整する機能が重要になっていきます。

真ん中のブルーの人の絵の横に「新」と書いていますが、多機関協働の中核の機能というものを、そういうつなぎ・連携を進める上で、より強化していくということも考えてございます。

また、左側の上のところですが、断らない相談窓口の黄色の人のところに「新」と書いてございまして、アウトリーチによる支援など、継続的なつながり続ける伴走の機能も重視していかないといけないと考えてございまして、これも強化をしていきたいと考えているところでございます。

10ページをごらんください。新たな事業の枠組みの詳細を整理した資料でございまして。

3つの機能、断らない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援というものがあると申し上げましたが、特に「断らない相談支援」と「地域づくりに向けた支援」につきましては、各制度の既存の補助金等につきまして再編し一体的に執行していく。そういうことを通じて、属性を超えた相談支援でありますとか、多様な場所や参加の場の創出を進めていきたいと考えておるところでございまして。

具体的な、一体的に執行していくことの対象需要がどういうものになるのかというのが11ページ、12ページにそれぞれ掲げさせていただいてございます。

11ページにつきましては、相談支援の中で対象になってくるものというところで、子ども分野について申し上げますと、利用者支援事業の基本型、母子保健型というものが想定されます。

地域づくり、場づくりのところでは申し上げますと、12ページで、地域子育て支援拠点事業も想定しているところでございます。

13ページをごらんください。補助金を一体的に執行していく上での、各制度から財源を拠出する際の基本的な考え方でございまして。

少し技術的でございますが、1つ目の で書いていますように、市町村が地域住民のニーズや資源の状況に合わせて、柔軟かつ円滑に支援を提供できる仕組みをつくっていくということで、御議論、御検討をいただいているところです。

3つ目の ですが、高齢、障害、子供、生活困窮等の各制度でいろいろと今、補助制度、また、基準額等、違う状況でございます。その中で事業費の積み上げや配分方法については詳細にこれから検討していくこととなりますが、既存の制度から拠出していただく際には、一定のルールをしっかりと定め、機械的な方法により案分していくということを想定してございます。

検討会の中では、余り差が出ないように過去の交付水準を保つべきであるという御意見もいただいております。それを踏まえて、しっかりと対応していきたいと考えてございます。

また、資料にはございませんが、地域子育て支援拠点などの人員配置基準についても検討会の中で御議論いただいております。既存事業の人員配置基準、配置人員の資格要件等や各機関に求められる機能を適切に確保すべきといった御指摘もいただいておりますので、詳細は今後の検討となりますが、子育て分野でいえば地域子育て拠点の機能が適切に確保できるようにしていきたいと考えておるところでございます。

今後につきましては、法改正、社会福祉法の改正ということ念頭に置いていることは冒頭申し上げましたが、その中で子ども・子育て支援法の改正が必要になるのかどうかということも今、厚労省と内閣府の関係部局でしっかりと連携し、検討しておるところでございます。その整理もしながら、次期通常国会への社会福祉法改正に向けた整理、議論を進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

池上参事官 続きまして、参考資料1-1と参考資料1-2について、私のほうから御説明いたします。

まず、分厚い資料の参考資料1-1でございます。経営実態調査につきまして、そのクロス集計結果がまとまりましたので、参考資料1-1としてお配りしてございます。「経営実態調査クロス集計結果<速報>」と書いてあるものでございます。

目次をごらんいただきたいと思っておりますけれども、内容といたしましては、既に御報告いたしておりました「 収支状況」「 職種別1人当たり給与月額状況」「 職員配置の状況」。この3つにつきまして、地域区分別、定員区分別、経営主体別のクロス集計を追加的にお示ししてございます。

それから「 処遇改善の状況」と「 処遇改善等加算の取得状況等」は今回新たな項目としてお示しするものでございます。

内容については、恐縮ですが、時間の関係で省略させていただきます。

参考資料1-2をごらんいただきたいと思っております。横組みの資料でございます。こちらはクロス集計の作業をする中で、10月10日の子ども・子育て会議で配付いたしました資料についても、異常値を除外し切れていなかったなどの理由によりまして、数値を修正する必要性が生じたので、改めて配付させていただきます。

修正箇所は赤字にしておりますけれども、具体的には、まず2ページをごらんいただき

たいと思います。2ページの下の方ですが、これは保育所の収支状況を示しているもので「平均利用定員数」と「平均児童数」が変更されています。

少し先に行きまして、14ページ以降は職員配置の状況について、保育所、幼稚園、認定こども園、それから、地域型保育事業について記載しているものですが、赤字の部分の変更があります。

例えば14ページで申しますと、こちらは保育所の職員配置の状況ですが「3 保育士」のところをごらんいただきますと、公定価格も実際の配置もそれぞれ変更があります。公定価格と実際の配置の人数の差は、修正前は4.4人でした。修正後は4.3人ということで、ほぼ同水準となっています。

15ページの幼稚園の6番の教諭等、それから、16ページの認定こども園の6番の保育教諭・助保育教諭等。これらにつきましては、それぞれ公定価格と実際の人数の差は若干縮まっていますが、従前と同じく、公定価格を実際の人数が大きく上回っている状況には変わりはありません。

17ページ以降の地域型保育についても、同様に変更があります。

10月に速報としてお示した数値につきまして修正が生じた点について、おわび申し上げます。

参考資料1 - 1と参考資料1 - 2の御説明は以上になります。

森田少子化総合対策室長 参考資料3をお願いいたします。厚生労働省の少子化総合対策室長です。

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針の改正につきましては、本年6月の第43回の子ども・子育て会議にお諮りした内容になりますので、説明は省略させていただきますけれども、その後、告示改正の進めまして、11月14日に官報公示されておりますので、資料として配付させていただいております。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

それでは、本日の議事につきまして、皆様から御意見、御質問をお願いいたします。時間の関係上、今回はお一人3分で御発言いただきますよう、御協力をよろしく願いいたします。なお、御発言が3分程度超過の場合は事務局よりメモ入れをさせていただきます。

御発言順序は配席順になっておりますが、途中退室の御予定があります三日月委員、柏女委員、山本委員、松田委員から先に御意見を頂戴したいと思っております。

それでは、最初に三日月委員からお願いいたします。

三日月委員 会長、ありがとうございます。

それでは、私から3点申し上げたいと存じます。

まず、処遇改善の着実な実施と処遇改善加算に係る事務負担の軽減についてでございます。10月から実施された幼児教育・保育の無償化に伴いまして保育需要が増大し、これまで以上に保育人材の確保が喫緊の課題となっております。将来に希望が持てて、保育現場

に定着できるためのさらなる処遇改善を図る必要があると考えております。これまでの取り組みに一定の効果があることは認めますが、さらなる処遇改善が必要です。また、処遇改善等加算の申請事務が大きくて、かつ煩雑であることから実施をちゅうちょしている事業者もあられますことから、事務負担の軽減を図られるよう、対応をお願いいたします。

次に、2点目はアレルギー対応等の食育の推進についてでございます。給食の提供に当たりまして、近年、アレルギー成分を除去しなければならない児童が増加しています。除去品目も増加しており、調理現場では個別に対応した調理業務が増大しております。食育の推進やアレルギーのある子供への適切な対応による、安全で安心な給食を提供するため、栄養士に加え、調理員も実態に即した配置となるよう、対応をお願いしたいと存じます。

最後、3点目です。さらなる質の向上のための0.3兆円超の財源確保についてでございます。これは強く要請したいと思っております。質の向上項目に含まれる1歳児及び4・5歳児の職員配置の改善といった先送りとなっております残りのメニューにつきましても、保育士の負担軽減を図り、保育人材確保にも資する取り組みでありますことから、早急の実現されるよう、引き続き財源確保について、お願いをいたします。

もっとたくさんありますけれども、以上とさせていただきます。

秋田会長 ありがとうございます。

それでは、柏女委員、お願いいたします。

柏女委員 淑徳大学の柏女です。前回に引き続いて、途中で申しわけございません。

1分延ばしていただいたこと、感謝申し上げたいと思っております。学生にも伝えておきます。

公定価格に関する検討事項、それから、地域共生社会推進検討会の報告書案について、短く意見を申し上げたいと思っております。

まず、公定価格関係ですけれども、公定価格算定の方法、それから、土曜日の減算、要保護児童対策の評価。こうした点については、方向性に賛同いたします。地域区分のあり方については、引き続き中長期課題として検討を進めることを希望いたします。また、終わりにのところで、これまで提示されていた中長期的な課題についても言及する必要があるのではないかと思います。さらに、第三者評価の今後について触れられていないのは、公定価格上の評価のあり方も含めてですけれども、残念に思います。

2つ目が、地域共生社会推進検討会の内容、取り組みについて、深い関心を持っている立場から発言をさせていただきます。

今回の将来的な方向性の提示にはおおむね賛同いたします。ただ、これまで指摘していたとおり、子ども・子育て支援分野においては、地域包括支援そのものがまだ緒についたばかりでありまして、まとめ役たる拠点も、今回は利用者支援事業中心に挙げられておりますが、まとめ役の拠点は、県は児童相談所があります。市は、虐待は市区町村子ども家庭総合支援拠点、障害児支援は相談支援事業所、妊娠期からの切れ目のない支援は子育て世代包括支援センター、さらに子ども・子育て支援制度においては利用者支援事業というふうに乱立ぎみで、相互の整理もついていないし、また、その整備量もそれぞれ不十分で

あるということがあります。特に利用者支援専門員が拳がっておりましてけれども、利用者支援専門員は障害者相談支援専門員や介護支援専門員などのように権限がありません。ケア会議を招集したりとか、そうした権限がない中でこうしたものが一つの拠点として一緒にしてしまうということはどうなのかと思えます。

結果的に、子ども・子育て支援分野の拠点の発展を阻害することも起こりかねないのではないかと考えています。まずは子ども・子育て支援分野における地域包括的支援のあり方を検討し、再構築し、その後、全分野に広げることを考えるべきではないだろうかと思っております。慎重な検討を子ども分野についてお願いしたいと思えます。

以上です。ありがとうございました。

秋田会長 どうもありがとうございました。

それでは、山本委員、お願いいたします。

山本委員 ありがとうございます。連合の山本でございます。

私のほうからは3点ございます。

質の高い教育・保育の実施という観点で、以前の会議でも発言していますが、3歳児童の配置加算が保育の質の向上という目的に沿った形で使われているかについて、引き続きの把握をお願いします。1歳児及び4・5歳児の職員配置については三日月委員がおっしゃったとおり、取り組みを進めていただくようお願いします。

また、小学校との連携で主幹教諭等専任加算がありますが、この主幹教諭等専任加算が主幹教諭個人の処遇に反映されているのでしょうか。主幹教諭となりますと、責任や負担が増えてまいります。そのことを踏まえた、職務に見合った処遇に反映すべきであると考えています。現時点で職員への処遇に反映されているかどうかは明らかでない場合は、今後、何か把握の手だてを講じるべきではないかと考えています。一方で、職員の分断を生まないということも配慮しなければならないと考えています。

今回の資料にはございませんが、3点目として、幼児教育・保育の無償化の制度開始以降、利用者が当初の見込みを超えている。そして、財源不足が発生しているという報道がなされておりますが、無償化によって保育のニーズが高まっているのか、待機児童の数に関連があるのか、どのような変化があらわれているのかといった検証が必要ではないかと思っております。財源不足のしわ寄せが公定価格の見直しに影響しないように御配慮いただきたいということもお願いしたいと思えます。

以上でございます。

秋田会長 ありがとうございます。

それでは、松田委員、お願いいたします。

松田委員 中京大の松田です。先に発言する機会をいただきましたことに感謝いたします。

私のほうからは手短かに5点申し上げます。

1点目ですが、まず、5ページの積み上げ方式についてです。この維持すべきというま

とめを理解いたします。その上で、やはりロジックを、簡単でもよいので、つけておいたほうがよいのではないかとというのが前回からの意見です。また、財政審の建議を踏まえますと、積み上げ方式を維持する場合、その中での可能な範囲での経営努力が必要であるということではないかと思えます。

それが7ページの土曜日開所の問題につながります。この問題、なかなか対応が難しいところですが、私の意見は、ここに書いてありますとおり、土曜日の開所日数に応じた調整というものをやはりするべきではないかと思われます。一方で、利用児童が少ない場合の事業費や、利用児童が少ない場合の人件費等の調整はなかなか難しいのではないかと思えます。

次ですけれども、9ページ、保育士のさらなる処遇の改善ということですが、必要な財源の確保や改善努力の見える化とあわせて、また全体施策の中での優先順位を考慮した上で引き続き検討することに賛成いたします。

残り2点でございます。12ページです。少し小さな話かもしれませんが(9)です。都市部とは違った形で人材確保等についての、保育の継続のための支援策ということで、人口減少地域等における実態調査と読めるわけですけれども、私は少子化を研究していると、地方都市におきましても、近い将来、かなり人口減少が進んでくる可能性が高いと思いますので、僻地や離島や人口減少地域、現在進んでいるところだけではなく、将来的に進みそうな地域まで含めて検討されてはどうかと思えます。

最後です。やはり0.3兆円の確保、そして、その質の向上というのは引き続き強く要求すべきものであり、政府には対応をお願いしたいところでございます。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

それでは、席次順ということで、長田委員、お願いいたします。

長田委員 皆さん、おはようございます。公益社団法人全国私立保育園連盟副会長の長田と申します。

まずは資料2の、施行後5年の見直しに係る対応方針についてですが、このようにまとめていただきまして、まことにありがとうございます。この方向性につきまして、大筋で賛同いたします。ぜひ、この方針で、政府において必要な対応をとっていただけますよう、強力に求めていただけるよう、お願いいたします。

次に、旧副食費相当額の一部につきましては人件費に位置づけることに賛同いたしますが、できるだけ現場において人材確保等に係る経費としても活用できるような柔軟な対応をぜひお願いいたします。それと同時に、見送りとなりましたチーム保育推進加算及び栄養管理加算につきましては早期の実現を現場としては切望しています。

さて、土曜日における保育所の開所日数に応じた調整ですが、この新たな調整に伴って、安易な土曜日閉所の広がりにならないよう、例えば地域の子ども・子育て会議等で共同保育について、きちんと議論し、計画的かつ質の低下につながらないよう、十分な配慮の上

で共同保育を位置づけるなどの対応とセットで行うなどの条件が必要ではないかと考えます。例えばA園のお子さんをB園で共同保育を行う場合、A園の担任保育士がB園に出勤して保育を実施するなど、知らない場所、知らない保育士たちの中でいきなり保育が実施され、子供が不安になることのないよう、十分な配慮が必要かと思えます。

次に、国の子ども・子育て安心プランが来年度に最終年を迎えます。職員の人材確保についてですが、こんなに厳しい状況は経験したことがありません。そのためにも、まずは全産業の女性労働者との賃金格差2万2000円を早期になくしていただき、職員が安心・安定して働き続けられるような職場づくりにお力をおかしてください。そして、中高生が安心して保育の道を選択し、歩んでいけるよう、ぜひともよろしく願いいたします。

最後に、処遇改善等加算の取得状況等について、参考資料1-1の194ページからお示しいただきましてありがとうございます。前回、私の意見に対しまして、産経新聞の佐藤委員長様より厳しい御意見を頂戴いたしました。キャリアアップの実施率等がもう少し上がらないと、基準年度を新たに設定するのは理解が得られないのではないかという御意見でしたので、今回の資料において、活用しない理由は明らかになりました。できれば、次回の会議で結構ですので、他のデータ同様に、ここの部分の地域区分別、定員区分別、経営主体別の表をお示しいただきますよう、お願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

秋田会長 ありがとうございます。

小塩委員、お願いいたします。

小塩委員 非常に丁寧に報告書をまとめていただきまして、ありがとうございます。

私から3点ほど申し上げます。

まず、公定価格の算定方法についてです。私は経済学の分野なのですが、授業では効率化のためには積み上げ方式よりも包括払い方式のほうが良いと教えております。ですから、今回の方針について「賛成です」とはちょっと言いにくい立場ではあるのですが、先ほど紹介していただいた説明資料、資料2の5ページ目の(1)の2番目のパラグラフに、「公定価格の見直しをする際には公定価格の算定経費と実際の運営に要した費用が乖離しないように、実態調査の結果を考慮して、各経費の水準の見直しを図る」と書いてあります。これはまさしく包括払い方式とよく似た発想です。

ですから、方向としては積み上げ方式でも包括払い方式でもそんなに大きな違いはございません。介護でも、あるいは高齢者医療でも、定型化できる部分は包括払いに移行したほうが良いのではないかという機運は高まっておりますので、長期的には子育て支援においても包括払い方式は部分的にはあってもいい、検討しておいてもいいのではないかと私は思っております。これが1点目です。

2点目は土曜日の開所日数に応じた調整について。これも、私はここに書いてある方針に賛成いたします。この調整によって浮いたお金で土曜日の保育をより有効にするようにお金を使えば、限られた財源のより効果的な活用になるのではないかと思います。

最後は政策の検証なのです。23ページに書いていらっしゃるけれども、これは私たち研究者にとっても非常に重要なところですよ。どういう子育て支援政策が効果を上げるのかは、長い期間、データをずっと拾っておいて、それで検証する必要があります。そういうデータに基づいた政策の評価、あるいは見直しが必要になると思います。

以上が方針についてのコメントです。

もう一つ、共生社会について簡単にコメントさせていただきます。

地域共生は、これから非常に重要な役割を果たすと思います。医療、介護、子育てといった定型的といいますか、公式な社会保障の役割を強化する、補完する役割として、これから重要になると思います。現に、地域共生に携わっている人、あるいは地域からサポートを受けているとQOLや健康面でプラスの効果が出るという点について、そういう研究成果がすでに蓄積されています。

ただ、どういう政策介入が効果的なのかという点については、研究成果はあまりございません。ですから、各地域で展開されている、いわゆるグッドプラクティスを収集していただく、紹介していただくのが重要だと思います。それから、ナッジという言葉をお聞きになったと思うのですが、ちょっとした工夫でかなり大きな効果を上げることができる分野だとも、この地域共生は言えるのではないかと思いますので、そういう新しい試みについても幅広く検討していただければありがたいと思います。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

それでは、駒崎委員、お願いいたします。

駒崎委員 全国小規模保育協議会理事長の駒崎です。おくれまして済みません。

今回、さまざま取りまとめくださって、ありがとうございます。この資料2の「子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに係る対応方針について（案）」の「11．終わりに」の部分で、多胎児支援の必要性について御指摘くださりましてありがとうございます。

今回、多胎児も保育の必要性認定にぜひ入れてくださいというお願いをしております。もし多胎児だけということが難しければ、多胎児育児だけでは足りないということであれば、例えば多胎児育児をしていて、かつ心理的な負担が非常に大きい家庭みたいな感じで、そのプラスアルファの条件をアドオンしていただいてもいいので、ぜひ必要性認定にそうした、本当に多胎児で追い詰められている家庭を救う。そうしたことを織り込んでいただきたいと重ねてお願いしたいと思っております。

さて、今回も意見書に基づいてお話しさせていただきたいと思っております。

まず、小規模保育に関してです。こちらは小規模保育においては、この調理師・調理員の人件費が非常勤でしか計上できない形になっています。一方、認可保育所の場合は、基本的には常勤、40人以下でも1人で、40人以上になると2人、3人というふうに入っていくわけなのですが、小規模保育の場合はなぜか非常勤のみということになってしま

うわけなのです。

しかし、そうするとなかなか拘束時間も長かったりであるとか、あるいはこの調理というのは誰でもできることではなくて、やはり子供の口に入るものですので、安全性のチェックであるとか、さまざまな難しい側面があるのです。そうしたちょっとハードルの高い方を非常勤で、時給で雇わざるを得ない状況になっていて、なかなか採用も難しくなっていますので、ぜひ、ここの部分、隔てなく常勤で雇用できるように改善していただけたらと思っております。よろしくお願いいたします。

また、今回、この197ページにも及ぶクロス集計結果を出していただきまして、ありがとうございます。本当に御尽力いただいて、すごく経営実態調査は大変だったんだろうと思います。

一方、これは私ども、居宅訪問型保育をしている事業者でございますが、この中に入らないのです。一生懸命、経営実態調査に答えたのですけれども、ないということで、これはせっかく経営実態調査に答えて、でも、結果がオープンにされない、結果を出さないということであれば、これは意味がないので、今後答える必要はないですねというふうに事業者としては考えてしまうわけなのです。

サンプル数が少ないということであったとして、それが統計的に有意でないのだということがもしかしたらあるのかもしれないけれども、その場合も参考情報として、サンプル数は少なかったけれども、こういう結果だったというふうに出していただかないと、今後の政策を打つに当たって、居宅訪問型保育の趣旨はどうなっているのかというのが全くわからない状況になってしまうので、ここはぜひサンプル数は少なくとも出していただきたい。

統計というのは、やはり国民の財産ですので、内閣府が恣意的に、少なかったから出さないでおくかみたいなものは余りよくないのではないかと思いますので、ぜひ公開の方向で、私どもの事業は正直、居宅訪問型は赤字ですので、全然誇れる内容ではないのですが、それでもやはり事実というものは世の中に出しておいたほうがいいのではないかと思うので、ぜひ内閣府におかれましては御検討いただきたいと思っております。

また、障害児の受け入れに関して、こちらはインセンティブを与えようという方向性で持って行ってくださって、ありがとうございます。なのですけれども、一方で、やはりインクルーシブな形で、健常人も障害児も一緒になって過ごせるようにしていただきたいと思うのです。

今だと、保育所と児童発達支援事業は全く別の事業としてやらざるを得ない状況になるのですが、これを保育所内でもできるようにしていくようなことをぜひ御検討いただけたらと思っております。そうすることによって、地方のどんどん、まだ人口が減って、あいてしまうような保育所でも、では、障害児を受け入れて、そこで療育していこうみたいな形で、新しい子育て支援センターとしての形を保育所が担えていく可能性もありますので、ぜひ御検討いただきたいと思っております。

土曜減算に関してです。土曜減算は基本的に反対なのですが、今回の方針で人件費を減らさないということで、そこに関しては賛成です。

一方で、土曜を閉所した場合においても、実は保育士さんは出勤している場合があります。それは何かというと、前日まで来るつもりだったけれども、当日、インフルエンザで休まざるを得ませんでしたみたいな感じで、子供が0人みたいになってしまうことがあったりするのです。

そういった場合、やはり人件費がかかるので、その部分は削りますと言われてしまうと困る園も出てくると思いますので、基本的には利用者がいるか、いないかというよりは、人件費が発生したかどうかという形で考えていただいたほうが、困る保育園が少なくなるのではないかと思いますので、ぜひくれぐれも御注意ください。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

それでは、佐藤委員、お願いします。

佐藤委員 産経新聞の佐藤好美です。

取りまとめ、どうもありがとうございました。基本は、この方針でよろしいかと思えます。とりわけ、6.の地域の子育て支援の充実に関しては特段の御配慮をお願いしたいと思えます。

福祉教育の関係者さんは、目の前の子供の幸せ、最大の幸せをお考えになる傾向にあって、これは大変崇高なことだと思えるのですが、人口が減る中で、ぜひ地域に目を向けて、地域の幸せを考えていけるような、そう考えていただける環境をつくるのが大事だと思います。

今回は特に資料4、共生社会に向けた報告書も出ています。実際にこういう報告書が出てくる背景には、地域で先んじて取り組みをされてきた事業者さんがいるからだと存じています。特に規模の大きい幼稚園や保育園や認定こども園は地域の資源であり、財産だと思いますので、ぜひ地域に対する取り組みを広げていただければありがたいと思います。

2つ目です。5年後見直しのまとめとしては、少し内容が薄かったかなと思っています。特に今回、事業所さんの収支差が悪化しております。配置基準、きょうは修正が出ましたけれども、配置を上回って配置していらっしゃる所が多く、そして、収支差が悪化していることを考えると、質の向上の0.3兆円の確保をどうしていくかというのは真剣に考えなければいけないところだと思います。

3つ目です。山本委員から指摘がありましたけれども、無償化による財源不足が生じているという報道があります。無償化については、効果、それから、影響をきちんと検証する必要があると思えますし、どのように検証するかということもきちんと示していただきたいと思えます。

以上です。よろしくをお願いします。

秋田会長 ありがとうございます。

それでは、月本委員、お願いいたします。

月本委員 全日本私立幼稚園PTA連合会の月本です。

幼児教育・保育の無償化を初めとする各種政策や制度変更の効果検証のあり方で、私は全日本私立幼稚園PTA連合会副会長に任命され、さまざまな活動を保護者の皆さんと行っておりますが、無償化で保護者の皆さんの意識の変化を感じています。それは無償化になって、制度の説明を受ければ受けるほど、専業主婦ではいけないのか、働かないとだめなのかという意見。預かり保育もただなら、使わないと損をする気持ちになる、預けなければ損といった意見です。

私は、保育所や認定こども園などに子供を預け、働かれる保護者の方々を全く否定するつもりはありません。それぞれの家庭の事情や保護者のキャリア意識もさまざまにあって、健全だと思っております。今回、子供のために小学校までは、4時間、幼稚園に通わせながら子育てを大切に考えておられた保護者の一部に大きな変化が生じていることに大きな驚きと不安を感じています。それは子供を優先し、お金にはかえられないと子育てを大切に思われていた方に、預ける権利意識が生まれ、子供中心から11時間預けることのできる親の権利の行使を優先されることです。この子育て意識の突然の変化は、何を得て、何かを失う、子育てのトレードオフをもたらさないか。そのような保護者の方を身近に見て感じます。

子ども・子育て支援法においては、子ども・子育て支援は父母その他の保護者が子育てについて第一義的責任を有することが基本的認識とされています。家庭、学校、地域、職域、その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員がおのこの役割を果たすとともに、相互に協力して行わなければならないという基本理念が挙げられています。確かに子育て最中の保護者、特に母親は余裕がなく、イヤイヤ期など、つらいことも多くありますが、つらいのは子供と向かい合おうとしている意識から来るものです。その時期に就労時間に関係なく、本当に子供を大切に思う子育て意識がそれらを乗り越え、思春期になったときに、同じように乗り越えることができることを、身をもって感じています。

この制度は、子供も保護者も幸せな子育てを支援、保証するものであると信じています。よりよい子育てをしやすいためのワーク・ライフ・バランスの制度化や保護者の子育て意識の醸成が、今後の少子化対策や健全な成長のために心よりお願いします。

よろしくお願いいたします。

秋田会長 ありがとうございます。

中川委員、お願いいたします。

中川委員 社会福祉法人健光園京都市北白川児童館の中川でございます。放課後児童クラブの運営に携わっております。

さて、いよいよ幼児教育・保育の無償化が10月から開始されたところですが、これに関連して、放課後児童クラブの運営に携わる立場から発言をさせていただきたいと思います。

御承知のとおり、放課後児童クラブについては、今回の無償化の対象にはなっておりません。では、放課後児童クラブはこのたびの幼児教育・保育の無償化と関係がないかといえ、決して関係がないわけではない。むしろ今後、大きな影響を受けることになるのではと考えております。巷間言われておりますように、無償化に伴いまして保育需要が増大することは間違いないと存じます。つまり、保育所等に入ってくる子供がふえるわけですが、当然、その子供たちは後に小学校に入学し、同時に放課後児童クラブに入ることになります。

平成27年の新制度施行以降、放課後児童クラブではいわゆる小1の壁を解消すべく、クラブを必要とする子供たちの受け入れに懸命に取り組んでまいりました。全国の登録児童数も、平成30年度には約123万名に達しております。前年比で約6万3000名ふえております。また一方で、待機児童が発生していることも事実です。厚生労働省の調査によりますと、平成30年度は1万7279名の待機児童があったとのことです。

以上のように、この間、登録児童数が増加の一途をたどっている放課後児童クラブでございしますが、今回の幼児保育の無償化に伴い、一層拍車がかかり、来年度には登録児童数が今までより増加することが予想されます。つきましては、放課後児童クラブを必要とするすべての子供たちが安全・安心に利用できるよう、小1の壁が再び生じることのないよう、放課後児童クラブの受入体制の拡充について、施設の整備をはじめ、従事する職員の確保と定着化について、これは職員の処遇改善にかかわってくるところですが、国におかれましては特段の御配慮を賜りますよう、お願いを申し上げます、私の発言を終わらせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

秋田会長 ありがとうございます。

野澤委員、お願いいたします。

野澤委員 おまとめをありがとうございます。

資料2につきまして、私のほうからは、繰り返し発言していることになりましてけれども、教育・保育の質の保証と控除をいかに実現するかということに関して、4点ほどコメントをさせていただきます。特に、実際に実践が向上し、それが子供たちに届く、すなわち子供たちのウェルビーイングが豊かな発達につながるということが本当に大事なことだと考えております。

まず「5.教育・保育の質の向上に関する事項」で、質の高い教育・保育の実施のための1歳児、4・5歳児の職員配置基準の改善やチーム保育推進加算について、何度も出ております安定的な財源確保を含めて御検討をお願いしたいと考えます。

あわせて、基準の改善ということがより効果的に実践の向上につながるためには、保育者一人一人の専門性を高めつつ、保育者同士がいかに連携して実践に取り組めるか。そのための園内研修のあり方も実践上は検討が重要だと考えます。

また(2)の自園調理・アレルギー対応等の食育の推進に関しても、食という観点から

の質の向上という意味でも、ぜひ進めていただけたらと思います。

「(3) 小学校との連携・接続や外部評価など、教育・保育の質の向上に資する取組の推進」についても、何度も言っているように、ぜひ進めていただけたらと思います。この中に、学校関係者評価が単に運営評価にとどまらない、教育・保育の質の向上につながるようにするという文言を入れていただいたところで、本当に質の、実践の向上につながるための、公開保育などを含め、取り組みが推進されることを期待しております。

それから「10. その他」の各種政策や制度変更の効果・検証のあり方ということも御発言が出ているところですが、子供や園だけではなく、月本委員からも御指摘のあった、保護者の方々への影響を含め、多様な観点からの検討。それをどのように進めるかということも精査していく必要があると思います。

私のほうからは、特にその後の学校教育へ与える影響など、幼児教育の効果等という文言が入ったということですが、これは幼児教育の内容について、子供の育ちという観点から、より精査していく必要が指摘されたということで、非常に重要かと思っております。ぜひ中長期的な検討として進めていただけたらと考えます。

ただし、これが意味するところは、幼児教育そのものを学校教育に近づけるような、いわゆる学校化ではないということには重ねて注意が必要かと考えます。要領・指針に示されている幼児期の教育の狙いや内容の固有性というところを改めて確認しつつ、丁寧にその効果の検証を進めることが重要かと考えます。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

茂木委員、お願いいたします。

茂木委員 全国市長会から来ております茂木でございます。よろしくお願いいたします。

私からは、委員提出資料の中につけさせていただきました点に絞ってお話しさせてもらおうと思うのですが、その前に、先ほど放課後児童クラブの委員の方からありましたお話を聞いていて、今、まさに私どもの市でも放課後児童クラブの施設が足りない。少子化は進んでいるのですが、放課後児童クラブ、学童クラブの施設が足りないからつくってほしいという、人口が6万欠けた5万8000ほどの市ですが、今、3つ要望が出ています。来年受けられない、断ってもいいのかと詰め寄られているのですね。そのような状況があることはお含みいただき、今回のような幼児教育・保育の無償化という大きな制度転換の中で、少子化の中でもまだしばらくは続くのではないかと考えていまして、どうやって学童保育を充実させていこうかということに頭を痛めているところでございますので、一言私からも御検討いただきたいと申し上げておきます。

では、本題に入ります。全国市長会で取りまとめました資料をごらんいただければと思うのですが、令和2年度以降の副食費の公定価格の取り扱いについてということでございます。まず、幼児教育・保育の無償化につきましては、国がこういった制度を始めるに当たって、実際に現場で担っている我々として、ぜひ現場の状況、意見、進め方を制度に反

映させていただきたいということで、お互いに話し合った形で幼児教育・保育の無償化に関する協議の場、いわゆるPDCA協議会と呼んでいます、こういった協議の場をもちまして、議論をさせていただいております。

また、実際の実務者レベルでの会合も何度か重ねてきておりまして、こういったところでしっかりと内容ができていくといい制度になっていくということで、我々も実施をしてきたところでございますが、今般のような副食費の取り扱いについての意見を申し上げさせていただくことになりました。

まず一番上の部分ですけれども、PDCA協議会、いわゆる国と地方の協議の場でございますが、10月31日に実際に開催をされまして、そのときには我々の全国市長会の会長、全国知事会の会長、全国町村会の会長がそれぞれ出席し、国におかれましては、内閣府の特命担当大臣、文部科学省大臣、厚生労働大臣にそれぞれ御出席いただきまして、協議をしたところでございます。その場において国と地方の協議を踏まえた決定事項につきまして、副食費でございますが、保護者負担額が4,500円であることについて、内閣府の特命担当大臣にもはっきりと確認をしていただきましたので、それを改めてここでまた申し上げさせていただきたいと思っております。

このことを踏まえまして、国におきましては、令和2年度以降も保護者が負担する副食費相当額が4,500円から増額となることがないように、必要な財源を確実に確保した上で、公定価格の見直しにおいて適切に措置をしていただきたいと思いますということです。

あわせて、保育所等に対して保護者負担をこういった機に乗して増額することのないように、周知徹底をぜひお願いしたいということでございます。

なお、栄養管理加算及びチーム保育推進加算の充実につきましては、公定価格全体の見直しを踏まえ、必要となる財源を別途確保して、この4,500円が増額とならないことを前提として市町村実務検討チーム等において都市自治体と協議をした上で、実施すべきものと考えておりますので、改めてよろしくお願い申し上げます。

今回、このことをまとめさせてもらいましたのは、この4,500円という数字が、途中ぎりぎりになって数字がふえたようなことがございまして、それに対してある意味しっかりと意見を申し上げさせてもらったところでございますが、今もなお、説明並びに提出していただく資料の中で残っているような状況も見られますので、今回はこういった意見をまとめさせてもらいましたので、ぜひよろしくお願い申し上げます、私の意見発表といたします。よろしくお願いたします。

秋田会長 ありがとうございます。

森田委員、お願いします。

森田委員 全国保育協議会から参っております森田でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

全体に丁寧にまとめていただきまして、まずはお礼を申し上げたいと思います。

私からは、5ページの公定価格の部分で、積み上げ方式を維持すべきであるという内容

について、方向性を明確にお示しいただいたことに、まずはお礼を申し上げます。しかしながら、次の旧副食費相当額の一部についてはそのまま維持した上で、予算獲得をお願いしたいと思います。本年10月の改定の折は3歳以上児についてでございましたけれども、ここについて0・1・2歳児についてもこの費用は含まれていると思われるので、公定価格上の位置づけを明確にお示しいただければと思います。

そして、人件費に位置づける場合は、前回申し上げました人材確保にかかわる派遣や紹介等の手数料等が大きく膨らんでいる現状に鑑み、人件費に関する幅広い施策に対応できるような公定価格上の位置づけに御配慮いただければ幸いと存じます。

続いて、7ページの土曜日開所に対するあり方について、慎重な検討をいただいたことは十分わかりますが、開所日数については11ページの(6)にあるように、2段落目には、子どもが全員帰宅した後の取り扱いに関し、連絡体制の確保措置を要件にした上で、そうした時間については保育士がいなくても可とすることを明確化すべきであると感じます。これを日にちに置きかえても同じであり、人口減少地域や小規模の施設におきましては、土曜日に一人も登園しない日があつて、先ほど御意見があつたように、急にインフルエンザで休んだりすることも当然あるかと思っておりますので、施設が休むと指定しなくても、子どもがいない日もございます。そうした事情も御考慮いただければと思っております。

もう一つは9ページの処遇改善ですが、さらなる処遇改善については、必要な財源の確保や改善努力の見える化とあわせて引き続き検討すべきであることや、定額配分者の最低人数のさらなる緩和を引き続き検討すべきであることについては、当然であり、速やかな実現をお願いしたいと思っております。

そして、私のおる東大阪市では従業員がいないという理由で廃業する中小・零細企業もどんどん増えてきておる現状で、我々の社会福祉や児童の施設だけではなく、全産業的に人材不足の昨今でございます。そうした今、人材確保に確実に対処していかなければ将来大変なことになるかと思っておりますので、そこについても御考慮いただきたいということと、今現在でも産休や育休明けの保育士の子どもを優先的に入所させる優先入所の通知を出していただいておりますが、同一市内においては実施をしていることがほとんどかと思っております。しかし、他市についてはなかなか実施されることが少なく、広域の範疇での優先入所の確実な実施に向けて、2月、3月になって、子どもが預けられませんかから復職できませんという保育士が出てまいりますので、そうしたことの解消のためにも広域でのさらなる実施をお願いしたいと思います。

最後に、質の確保のための0.3兆円の予算、これについてはぜひとも確保をお願いできればと思っております。

以上でございます。

秋田会長 ありがとうございます。

山内委員、お願いします。

山内委員 日本保育協会から参りました山内でございます。よろしく願いいたします。

今回は大変皆さん方の御意見も、我々の意見も踏まえてまとめていただきまして、ありがとうございます。幾つかお願いをしたい面がございます。

土曜日保育に関しましては、先ほどから申されているように、利用事情に着目して、また、その他公定価格が低過ぎるという点の整理、それから、職員の働き方の配慮等々を含めて、土曜日の開所についての方向性を出していただきましたことを歓迎したいと思います。このことについてですが、土曜日保育の必要性については余りしっかりとした議論がなかったように思いますので、どこか今後議論をいただくことを期待したいと思います。

3 ページ、幼稚園で受け入れている2歳児の関係についてであります。方向性自体を否定するものではないのですけれども、認定こども園への移行の支援といった観点も必要ではないかなと思っております。

4 ページの認可外保育施設の認可移行支援についてであります。今回、無償化の議論の中でもしっかりとした指導監督を行うべきとの意見もあったところでありますが、結論の変更を求めるものではないのですが、指導監督をあわせて本当にセットにして適切な実施をされることを望みたいと思います。

所長設置加算についてですが、方向性については非常にありがたく思っております。これについて整理をしていただきましたが、また引き続き、主任保育士などの公定価格への仕組みの変更等の実績には至らないと聞いておりますが、今後の0.3兆円の財源からの公定価格の組み入れを望みたいと思います。

それから、既に出ておりますが、保育教諭の特例については5年間の延長が求められていることについては、本当に現場としては大変ありがたく歓迎されております。認定子供園も7,000カ所を超えて、併用の促進だけでいいのかどうか。長期的に考える、法の一体化も含めて検討を今後するべきではないかということも考えております。

最後になりますが、待機児童の解消に当たって、今度、受け皿の拡大をずっと進めていただいておりますが、人材確保の観点からいうと、受け皿の整備が進むに伴って、保育士確保の点でかなり各園、新しい園については特にですけれども、保育士確保が追いつかなくて定員に満たない園が出ています、受けられないという実態が実際に出ております。そういう点につきまして、今回は実態調査に入っていないのですけれども、そういう実態があるのを鑑みますと、今後の調査について、そういう面での調査も必要かなと思っております。

随分と状況が変わっておりますので、今後、5年後の調査では間に合わないのではないかと思っております。そういう面で、今後の園の経営を安定的に実施していく中で、人材確保の件も含めて注視していただきたいと思っております。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

大川委員、お願いいたします。

大川委員 全国病児保育協議会の会長の大川でございます。

最初に、いつものように病児保育に対するお願いと、それから、5年後見直しについて幾つか意見を述べさせていただきます。

保育にかかわる保育士さんは、病児保育を含めて全て同じような条件、処遇改善対策を適用するようお願いいたします。また、保育を受ける児童は、健康なときと病気のときと両方あるわけですから、今や病児保育と保育所というのは車の両輪と例えられておりますので、ぜひ病児保育を法定13事業から本体事業に変更するようにお願いいたします。

さて、5年後見直しに関する話ですけれども、まず7ページの土曜日の開所についてですが、今言いましたように、土曜日の保育が広まるにつれて病児保育もふえるわけですが、公定価格上の評価が病児保育事業にもきちんと適用されるのかどうか。これは法定13事業で別枠ですので、ともすれば病児保育が土曜・日曜開催したときにはそれを適用されない可能性があるので、確認させてください。

それから、11ページですけれども、時間が終わった後に保育士がいなくても可とすることを明確にすべきだということがあります。これは利便性から見ればそうですが、預かっている児童の安全性から考えると、きちんとした体制が確保されるというその中を明確にすべきだと思います。保育士以外の専用のスタッフ、事務担当者が担当するというのをきちんと書かないと、どんどん制度がルーズといたしますか、運営だけが進行するようなことを危惧いたします。

また、都市部での人材確保が非常に問題になっておりますけれども、大都市と地方とでは人的資源または財政的にも明らかな差がありますので、現在、3対3対1とか、3対3対3とかいろいろ負担金の割合が決まっていると思いますが、ぜひこれを地方について、ある程度厚く手当すべきかと思えます。

最後に、地域共生社会推進検討会の検討がありますけれども、こういった横断的、包括的な施策は必要なので、ぜひこれをどんどん進めて、個々の事業と円滑な連携がなされるようにお願いいたします。

以上でございます。

秋田会長 ありがとうございます。

岡本委員、お願いいたします。

岡本委員 日本助産師会の岡本でございます。

子ども・子育て支援新制度の5年後見直し案の中で、先ほど駒崎委員からも御発言がありましたように、今後の検討事項の中に多胎児を持つ子育て家庭の支援について追記していただきましたこと、助産師会としましても感謝申し上げます。多胎児の場合に多くのお母様方が切迫早産等で産科病棟に長期入院されていたり、出産後もお子様が低出生体重児でNICUに長期入院していて、双方に長期の母子分離があるということが非常に、特に配慮事項として必要となります。今後ともぜひ全ての子供たちのよりよい育ちという目的のためにも、御検討のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

それから、資料4ですけれども、これは全く違うことで、地域共生社会に向けた包括的

支援という非常に重要な資料を拝見させていただきました。1つ教えていただきたいと思うことがありまして、8ページと9ページを拝見しておりますと、模式図みたいなものがあるのですが、新たな事業において実施が期待される支援について拝見していただき、さきに相談の始まりがこの図を見ましても、断らない相談窓口ということで、ここには支援員の方がいらっしゃることになるのですが、主にこの支援員とおっしゃる方は、どのような方がこの対応をなさるのかということで、ここが中核になるかなと思いましたが、お聞きしたかったということと、それから、断らない相談窓口の支援員の方と調整役の方というのは、根本的に別の方がなさることになるのだろうかということも参考までに教えていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

木村委員、お願いします。

木村委員 ありがとうございます。

全国認定こども認定園連絡協議会の木村でございます。

意見書にまとめてあります。13ページであります。そちらに記載されている内容について報告をさせていただきたいと思っておりますが、公定価格に関しましては、これまで皆さん方と議論してきましたとおり、積み上げ方式を維持していただきますようお願いをしたいと思います。あと、認定こども園のよさであります。チーム保育加算が1号認定と2号認定の子供たちの数で上限数が決まっておりますが、実質配置されるのは1号認定の子供だけになっており、今回の無償化に伴って2号認定へ移行された子供たちがいる場合、その運営費等で公定価格上の上ってくる収入が減額される可能性があります。例えば2名いなくなった段階で、金額にすると1000万近い収入減が予想されます。ただし、そこには職員が配置されているという現状もありますので、十分御検討いただけますようお願いをしたいと思います。

土曜日における公定価格の評価のあり方については、検討の視点として、開所日数について、評価については適正かというふうに考えます。しかしながら、土曜日等の事業費等で計算する場合については、人数が少なくても実際には経費としてフルスペックでかかる場所もありますので、十分御配慮いただければと思っております。

処遇改善等における事務負担の軽減や運用の改善ですが、本日の参考資料1-1から認定こども園における処遇改善については88%の利用となっております。しかしながら、会員からは、まだまだ申請に対して非常に複雑であったり、研修の機会がないという現状もありますので、ぜひ御配慮いただければと思っております。

土曜日の共同保育につきましては、FAQでの通知という形になっておりますが、子供たちの育ちが損なわれないような十分な配慮が必要かと思っております。

自園調理やアレルギーへの対応の食育の推進であります。こちらは前回もお話をさせていただきましたが、自園調理や食育の大切さは十分認識しているところでありますが、同

時に1号認定と2号認定の子供が同じ保育を受けている中で、1号認定の子供たちには給食整備に関する設備費の補助等はありません。2号認定にはあるというような状況から、もう一度このあたりも御検討いただければありがたいなと思っています。

また、議題にはありませんが、長期的な視点の中で認定こども園のよさという部分では直接契約があります。しかしながら、待機児童が多い場合については利用調整という枠がまだ現実としてありますので、今後、長期的な視点の中でも御検討いただければありがたいなと思っております。また、これまでも災害等や感染等における休園の対策について御議論いただいているところでありますが、こちらのほうにも書かせていただいておりますが、台風での休園の判断など、各施設に一任できるとか、子供たちの安全を確保するというような観点から対応できるような御検討を厚生労働省のほうでも早期にまとめていただければありがたいなと思っております。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

それでは、中正委員、お願いします。

中正委員 日本こども育成協議会の中正でございます。

本日も資料と御説明をありがとうございました。私のほうからは意見書を16ページに出させていただきますので、御参照いただければと思っております。

1点だけなのですが、保育人材確保のために、確保策の充実と多様な展開を図られるように要望したいということでございます。今回の資料にもさらなる処遇改善について明記していただいたことは本当に感謝申し上げたいと思っておりますが、東京都の子ども・子育て会議に出てきた資料で、平成30年に実施した保育士の実態調査、1万5000人によれば、保育士の資格取得者のうち、就業中の者はまだ6割しかいなかったということでございます。また、就業前のイメージなのですが、給与が低いと95.3%、勤務時間が長いと90.2%、休暇が少ないと88.2%とマイナスイメージがある一方で、やりがいがあるというのが97.8%、専門性があるというのが94.2%、プラスのイメージを持つ者もいらっしゃったということでございます。

さらに、就業継続意向に関する設問で、私はここが安心した点なのですが、今後も保育士として働きたいというのが、率はどうということがあると思うのですが、保育士以外で働きたいという点よりは大きく上回っていたということは本当によかったと思っております。退職の意向については、イメージと一緒になのですが、割合は非常に低いというデータになっておりました。

この調査結果などから、ワーク・ライフ・バランスを実現する働き方改革を推進することは必要なのですが、やはり保育士確保にとってはマイナスイメージを払拭することが有用であると思っておりますということでございます。ぜひ、国におきまして、テレビやマスコミなどの媒体を活用した広報やポスターの掲示などで、さまざまな手法を駆使したイメージアップの作戦をぜひ展開していただくよう要望いたします。

以上でございます。

秋田会長 ありがとうございます。

それでは、水嶋委員、お願いいたします。

水嶋委員 家庭的保育全国連絡協議会の水嶋です。2点申し上げます。

まず1点目、新制度施行後5年の見直しに係る対応方針の案の8の(2)なのですが、保育士資格を有する者が家庭的保育者等として従事する場合の、家庭的保育研修の受講要件の柔軟化についてですが、前回か前々回に発言すべきだったかと思いますが、これを見落としていました。申しわけありません。研修受講時期について従事開始後一定期間内の受講も認めていただきたいのは、保育士資格を持っている保育補助者についてであって、家庭的保育者については、保育士であっても、保育所等の勤務歴もさまざまな家庭的保育者が独立して個別に保育事業を行うわけですから、現状と変わらず、就業前の研修受講を必須としてください。

また、そこに研修項目の見直しが追記されていますが、どういう内容を指しているのでしょうか。保育の方法は時代とともに変わっていますから、その学び直し、情報の更新は必ず必要ですし、家庭的保育を行うに当たり、開設前に知っておかなければならないこともたくさんあります。連携施設の現状を見てもおわかりいただけるかと思いますが、保育を開始してからは家庭的保育者が研修にも出にくい実態は以前から変わりません。研修受講の柔軟化が研修項目の見直しと一緒にあって、研修項目が減ったり甘くなったりすることは望んでいませんので、そのことを御理解ください。家庭的保育者等とされたことで誤解を招く書き方になっているように思います。

2点目です。同資料の「11. 終わりに」には、次回の全般的な見直し及び経営実態調査は、制度全般の見直しにあわせて5年後に実施するとありますが、先ほどの8の(3)の自園調理についてや(5)の連携施設制度のあり方については、経過措置が延長となりましたが、今後、実施状況がどう変わっているのか、延長したことで確実に好転しているか、そういうことを2年、3年をめどに調査をお願いしたいと思います。

以上です。よろしくお願いいたします。

秋田会長 ありがとうございます。

それでは、高橋代理人、お願いいたします。

高橋代理人 全国国公立幼稚園・こども園長会です。よろしくお願いいたします。

2点ほどお話をさせていただきます。

保護者の子育ての力を高めるためにという1点目です。今回の無償化は、保護者の負担軽減に重きを置く施策として動き始めています。子供の育ちや長い目で保護者の子育ての力を高めることを考えると、無償化で保育時間の長時間化が、親子で過ごす時間を軽視することにつながり兼ねないということを危惧しています。5年後の見直しの取りまとめ資料の「終わりに」においても、報告の長時間化への懸念が言及されております。子ども・子育て支援が真に子供や過程にとって有益なもの、幸せなものとなるように引き続き、子

ども・子育て会議において議論の継続が必要であると考えております。

それから、幼児教育の質の向上のためにという2点目です。幼児教育の質を支える施設として各自治体、それぞれの地域に国公立園を確実に存続させていくことと、国公立園がみずからの園のことだけでなく、地域の幼児教育の振興に力を尽くすことを申し上げたいと思います。

国公立の園は各地域で幼児教育要領等に基づいた教育を実践、研究するとともに、特別な支援が必要なお子さんの受け入れ、そして、研修の指導に当たる人材や質の向上にかかわる施策の委員などの輩出もしております。また、各地域の幼児教育の質を支えるために極めて重要な役割を担っていると思っております。

ところが、公立園をなくしたことで、自分の地域で幼児教育センターの指導者を確保できていない地域がはじめています。教育委員会における幼児教育専門の指導主事や幼児教育センターも思うようにふえていないのが現状です。各教育委員会が学校教育のスタートとして幼稚園はもちろん、こども園や保育園も含めて教育内容について適切に指導、助言をできる体制を整えることが改めて重要であると考えております。

今後、幼児教育の質の向上を国として考え、実現していくために、国公立の園が果たす役割を踏まえた議論が必要であると考えます。ぜひよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

秋田会長 ありがとうございます。

それでは、古渡代理人、お願いいたします。

古渡代理人 全国認定子ども園協会副代表の古渡です。きょうは王寺の代理ということで発言させていただきます。

まず、子ども・子育て支援制度施行後5年の見直しに係る対応方針について、協会としましても賛同いたしますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。その中で、今回、意見書を提出させていただいているのですけれども、項目が多いものですから、意見書に関しては1点だけお話ししたいと思います。

まず1番目、職員配置の検討でございますけれども、やはり認定こども園の特性に配慮した公定価格上の職員配置の確保について、ぜひ御検討いただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

2点目としましては、本日、地域共生社会推進検討会の御報告がありました。大変重要な課題だと協会としても考えております。特に、幼保連携型認定子ども園におきましては子育て支援が必須項目になっております。そしてまた、施行規則におきましても法律上必ずやるという方向性の中で明文化されております。そういう観点も踏まえまして、この辺、認定こども園におけます子育て支援という観点も踏まえつつ、地域共生社会推進の今後の方向性ととも、ぜひ、この子ども・子育て会議においても地域の子育て支援という絶対的な仕組みを御議論いただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

それでは、高祖代理人、お願いします。

高祖代理人 ファザーリング・ジャパン理事をしております高祖と申します。徳倉の代理としてお話しさせていただきます。

5つポイントがありますが、手短にお話しします。

まず全体的なところというか、最近の報道で幼保無償化によって利用者の一部負担増があるというようなテレビ、新聞報道があります。その辺につきましても、幼保無償化のわかりやすいサイトなどもつくっていらっしゃると思いますので、その辺で情報を整理して、丁寧な説明をして、せっかくの進めているものなのでマイナスのイメージがつかないように整理してお伝えすることが必要なと思っています。

2つ目です。たくさん整理いただいて、方向性についてはほぼ賛成してはいますが、各委員からもありましたが、必要となる財源確保とあわせてというような文言がほとんどのところについてきておりますので、その辺はチーム保育推進加算とか主任教諭等専任加算を含めて、本当に財源確保というところを具体的にきっちり押さえていただければと思っています。

関連して、資料2の14ページ、主任教諭等というところで継続的な幼保連携という文言が出てきますけれども、今、本当に小学校に入った時点、小学1年生のところでは不登校というか、1年生だけではないのですけれども、1年生に上がった段階での不登校で悩んでいる保護者の方、すごくお話を聞くことがありますので、その辺を含めて御検討いただければと思っています。

3番目です。土曜日の開所に関連して「終わりに」のところに書いていただいておりますけれども、保育の長時間化への懸念と保育に関する保護者の理解醸成のあり方ということで、きちんと明記していただいておりますが、土曜開所ということで、預けなくてもいいのに子どもを預ける保護者がふえないように、やはり平日におきましても保育の長時間化というのがかなり懸念されておりますので、その辺の保護者理解醸成の情報提供というところでぜひ押さえていただければと思っています。

4点目です。地域共生社会の検討会の情報の共有をありがとうございました。断らない相談支援とか、大変すばらしい言葉で書かれているかなと思いましたが、子育てにおいても、地域共生においても、相談支援のところの充実というのがかなり重要かなと思っています。個別のことになるので、やはりその辺の意識合わせというか研修などの充実というところもぜひともやっていただければと思います。

最後です。妊娠中からの子供の育ちを重視した、本当にたくさんの政策とかを書いていただいておりますが、グランドデザインも既につくられているのかなとも思っておりますけれども、ファザーリング・ジャパンも男性育休の取得、とりたい人がとれる社会の実現ということで事業をやったりとか、両親学級、プレパパ学級での情報提供ということで、今いろいろな事業をしております。共働き世帯がふえておりますので、内容に即した、そ

ういうところの内容のブラッシュアップ、あと制度設計など、そのような視点も持っていただけるとうれしいと思います。よろしく願いいたします。

秋田会長 ありがとうございます。

小川代理人、お願いいたします。

小川代理人 NPO法人子育てひろば全国連絡協議会の理事をしております小川と申します。本日、委員の奥山が欠席のため、意見を述べたいと思います。私自身も大分県のほうで現場を持って活動しております。

奥山のほうから委員提出資料が出ていると思います。4ページ、5ページをごらんください。先ほど御説明がりましたが、資料4の地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進というところに対する意見でございます。

まず、の「断らない相談支援」とありますが、利用者支援事業は設立間もない事業になっております。先ほどから何度も出ておりますが、その普及はやっとスタートしたばかりです。例えば利用者支援事業の母子保健型におかれましても、2020年度末までに全ての自治体に設置が求められておりますが、いまだ半数程度でございます。妊娠期からの切れ目ない支援体制づくりの整備が始まったばかりです。他分野との連携が進んだことは言うまでもありません。ただ、子供の分野はほかの分野から大変おくれをとっておりますので、妊娠期から子育て期までの整備・体制を構築することがまず必要な段階と考えます。

資料の10ページにもあります「断らない相談支援」ですけれども、子育て世代にとって余計相談しにくい環境とならないように、子ども分野の相談支援という看板をおろすことなく、他分野との連携、伴走支援ができるよう、制度設定をしていただきたいと思います。

地域づくりに向けた支援でございます。こちらについても、各分野との連携協働についてはこれまで以上に進めていく必要がありますが、ここ2年、経営実態調査も行っておりますが、人件費、運営費等の十分でない部分も指摘されております。こういった中での一括交付というものは、現場の事業者がさらに厳しい状況に置かれる可能性もあると思います。

また、資料4の11から13ページの財源の部分、拠出と配分の部分でございます。今回の新たな包括的な支援体制を選んだ自治体の交付金は、市区町村内全ての利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業の財源を子ども・子育ての交付金から高齢、障害の対象予算とともに新たに設置される交付金に一度集めて、再度配分という一体的な執行と考えられています。しかしながら、一括交付はブラックボックス化しやすいイメージがあります。特に事業を受託する事業者にしわ寄せが来ない体制づくりを求めたいと思います。以下のようにまとめておりますが、少し抜粋してお話しします。

まず、です。現行のとおり、既存の利用者支援事業、子育て支援拠点事業は子ども部局の担当してもらい、地域子ども・子育て支援事業として実施していただきたいと思います。補助金の交付についても従来どおりとして、共生型の新しい類型についてのみ新規

の一括交付としてもらいたいと思います。

また、既存の利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業を基盤として実施水準を確保した上で他分野との連携強化を図る場合は、プラスの共生型の補助金を交付してほしいと思います。

そして、このような取り組みを行う自治体については、会議体をきっちり設置していただいて、特に自治体に義務づけるなどをしてもらって、予算の配分の透明化などをお願いしたいと思っております。

また、この子育て支援拠点の運営者の38%が社会福祉法人、35%が直営、10%がNPO法人であり、実施場所は保育所や認定こども園さんの併設が約半分となっているため、関係団体への説明と理解が必要だとも思われます。また、一括交付の対象となっている他分野の事業、各分野の事業内容の予算についても一括交付のシミュレーション、モデルなどをきちんと提示していただきまして、そして、これまで以上に充実が図られるという確証が得られるような十分な説明をお願いしたいと思います。

最後になりますが、それぞれの事業の得意な分野を生かしながら、他分野との連携強化を進めていくことで、これまで以上に各分野への理解を進め、ひいては取り組む自治体や事業者がふえていくことにつながり、結果として地域型行政社会への近道になるのではないかと考えております。

以上です。どうぞよろしく願いいたします。

秋田会長 ありがとうございます。

それでは、羽柴代理人、お願いいたします。

羽柴代理人 ありがとうございます。日本商工会議所でございます。委員都合により欠席のため、代理で発言させていただきます。

今回示されました子ども・子育て支援新制度5年後の見直しに係る対応方針案についてでございますが、これまでの議論と丁寧な検討をなされたものであり、会議所といたしましては、おおむね妥当なものとして賛同するところでございます。

また、今回、公定価格の論点の一つとして土曜日開所に対する評価のあり方というものがございましたが、開所日数に応じた調整というのは合理性のあるものと考えておりますが、保育所の運営への影響度合いを踏まえるとともに、食育の推進策等の教育・保育の質の向上に向けた今後の強化策、強化すべき事項とともに包括的に検討が今後なされることを期待するところでございます。

また、今回、経営実態調査でクロス集計等の提示をいただいておりますけれども、もう一段の分析を図りまして、保育事業者の方が自己診断や改善につなげることができるベストプラクティスですとかベンチマークの素材となるような情報を提供いただくことを期待しております。

発言は以上でございます。

秋田会長 ありがとうございます。

それでは、佐藤代理人、お願いいたします。

佐藤代理人 経団連でございます。本日、東出が欠席ですので、代理として申し上げさせていただきます。大きく3点でございます。

まず1点目は、皆様既に御意見されているところかと思いますが、資料2については、これまで公定価格の見直しについて議論がなされてきた仲、考え方のベースとして、引き続き実態を踏まえた適正な水準にしていっていただきたいということ、次に、保育の質を保ちつつ、効率化を進める事業者の皆さんの取り組みがきちんと評価されるようにすること。これに加えて、先ほど日商さんからもございましたけれども、土曜開所の見直しにつきまして、積み上げ方式が維持されるという中では、運営実態の違いによって不公平が生じないようにすることが重要であると考えております。

なお、参考資料1-1について、先ほど日商さんからもご指摘がありましたけれども、こういったクロス集計は非常に労力のかかるものではございますが、ここから実態を適切に把握することに引き続きお努めいただきまして、今後の施策の改善や見直しに反映させていただきますと考えております。

私からは以上です。

秋田会長 どうもありがとうございます。

それでは、濱名代理人、お願いいたします。

濱名代理人 全日本私立幼稚園連合会の濱名でございます。本日は水谷委員の代理で意見発表させていただきます。

まず、今回丁寧におまとめいただきましたこと、心より感謝申し上げます。ありがとうございました。10ページの意見書に基づき、話をさせていただきたいと思っております。

無償化により保護者の就労時間の長時間化という実態が多く聞かれるようになりました。保育の長時間化というものが、さまざまな子供の発達や保護者の意識の変化をもたらしています。それは今、高祖代理人が言われましたような小学校1年生の段階での不登校の問題であるとか、あるいは月本委員、高橋委員がおっしゃいましたような保護者の意識の変化だとかというものが、子供たちの健全な発達にどう影響するかという制度の意識や発達の変化について、長期的な視野に立った調査を実施していただきたいと思っています。子供の健全な発達を保障する制度の改善の視点をぜひとも入れていただきたいと思っています。

目の前の子供だけではなく、長期化におきまして、思春期、そして青年期にこの影響がどうなっていくのかという発達の保障のための調査、検証をぜひ対応方針に入れていただきたいと存じ上げます。

そして、子育てに苦勞されている保護者をしっかりと支援していくことはもちろんですが、子ども・子育て会議としまして、子供の健やかな育ちの観点から労働政策に対する提言や子ども・子育てに関する社会の理解醸成も行っていく必要があるのではないのでしょうか。

次に、処遇改善や事務負担軽減等、教育・保育の現場で働く人材確保に関することについて申し上げます。

まずは免許状の上進のことについて、さらなる処遇改善を検討していただきたいと存じます。現在、保育教諭の前提であります幼稚園教諭の免許は二種免許状が中心であり、他校種と比べても一種免許状の割合が低い状況にあります。教育・保育の質の向上を図るためにも上級免許を取得することは大変重要であります。今年度から上級免許取得のために休日や長期休業中に履修している現職教諭、保育教諭が多数いますが、現在の制度では免許を上進しても公定価格に反映されておらず、処遇改善を受けることはできません。

今後、保育教諭等が免許上進された場合にも処遇改善が図れるよう、さらなる処遇改善のあり方を検討していただければ幸いです。

それから、教育・保育の質の向上に関する事項の中身について申し上げます。幼稚園・認定こども園において自園設備を用いて調理する場合は、アレルギー対応や衛生管理が行き届いたきめ細やかな栄養の調理をするためにも、また食育の充実などの保育の質の向上のために支援の充実を検討すべきであります。それは、自園設備を用いて調理のみ外部委託業者に依頼する場合でも衛生管理、調理等の経費は同様に必要となるので、加算が適用されるよう検討すべきであると考えております。

小学校との連続・接続や外部評価など、教育・保育の向上に資する取り組みの推進について申し上げます。先ほど高祖代理人の御発言にありました、何回も繰り返しますが、小学校1年生で不登校で困っておられるというような実態がございます。教育・保育の質の向上に資する取り組みの推進では、主幹教諭の本来の役割の推進のために、幼小連携の取り組みを要件に追加するなどの弾力的な運用をすること。また、学校関係者評価においても、より質の高い取りに対して一層の支援をすること。このどちらも質の向上のために重要なことと認識しており、全日本私立幼稚園連合会としても強く支持しております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

秋田会長 どうもありがとうございました。

委員の皆様からの御質問に対して、事務局のほうから御回答をお願いいたします。

池上参事官 まず内閣府、池上のほうからお答えいたします。

茂木委員から、副食費の取り扱いについて御意見をいただきました。副食費につきましては、事前にきちんとした説明ができておらず、関係者に御迷惑をおかけしたことについて改めておわびを申し上げたいと思います。本年10月に4,500円を公定価格から切り出したところでございます。この旨についてはPDCA協議会でも御説明したところでございます。

一方、公定価格に存置されました副食費の一部につきましては、各施設で減収とならないよう、基本分単価の削減は行わないということで取り組んでまいりたいと考えております。その財源分につきましては、人件費に上乘せたいと考えておまして、この点について財政当局ともしっかりと調整していきたいと考えてございます。

また、副食費について、施設による徴収となったところでございますけれども、基本分

単価の削減を行わないという考え方でございますので、合理的な理由のない保護者負担の増額がないよう、周知していきたいと考えてございます。

栄養管理加算、チーム保育推進加算につきまして、茂木委員のほかにも多くの委員からも御意見をいただきました。御指摘も踏まえ、財源確保とあわせてしっかりと取り組んで検討してまいりたいと考えてございます。

職員配置あるいはさらなる処遇改善、0.3兆円超メニューの質の向上についても御意見をいただきました。これらについては、引き続き必要な財源の確保などとあわせて検討していく必要があると考えておりました。政府としての取り組みをしっかりと進めていきたいと考えているところでございます。

駒崎委員から御指摘の、小規模保育事業の調理員についてでございます。公定価格上、非常勤となっているところでございます。施設の子供の数等も踏まえて設定されており、公定価格を見直すには課題もあるところでございますが、一方で、委員意見の中で記載していただいていますところの突発的なシフトの不足が生じた際に、管理者が調理業務を一時的に行うことについては、やむを得ない事情と考えられますので、管理者設置加算については柔軟に取り扱えるよう検討したいと考えてございます。

同じく駒崎委員から御指摘いただきました居宅訪問型保育の実調データにつきましては、有効回答数が1つでございまして、全国調査としての平均の姿になっていないため、恐縮でございますけれども、公表の対象から外しているところでございます。

全般について、保育の長時間化、あるいは多胎児家庭の支援といったところも御指摘いただいています。こうした事項につきましては、また逐次検討が必要と考えているところでございまして、今後も子ども・子育て会議での議論をお願いできればありがたいと思っております。

それから、公定価格、公定価格以外について、さまざまな御議論をいただきました。子ども・子育て会議としての取りまとめは、本日の御意見も踏まえて次回行っていただければと考えておりますけれども、並行してこれまでいただいた御意見も踏まえまして、政府予算案のセットに向けまして、政府内での調整をしっかりと進めていきたいと考えてございます。

秋田会長 先に、内閣府のほうからご発言をお願いいたします。

伊藤児童手当管理室長 内閣府の伊藤ですけれども、無償化の関係で何点が御意見いただきましたので、簡単に御説明したいと思います。

御退席されていますけれども、山本委員から無償化の財源の関係で御発言があったかと思えます。先週の閣議後の会見で私どもの衛藤少子化担当大臣からもお答えしているとおりののですが、報道等は我々は当然承知しておりますが、政府として何か発表したり、決まったりということではございません。ただ、いずれにしても、今般の無償化の費用は予算的には義務的経費である。それから初年度につきましては、地方負担分を含め、全額国費ということになっておりますので、我々としましては地方自治体における執行に不足が

出ないようにということで対応していきたいと考えております。

それから、御案内のとおり女性活躍が進んでおりますし、保育の受け皿整備が進んでいる中で、無償化の影響を厳密に切り出すというのはなかなか難しい面もあるのですが、いずれにしても予算の観点からすれば、直近の数字をもとに費用の増加が見込まれれば、当然自治体における執行に不足が出ないようにするという事はやっていきたいと考えております。

それから、佐藤委員から無償化の効果の検証とか検証方法について御発言がありましたし、野澤委員からも御指摘があったように、23ページ、10の(2)のところでもまさにこれまでの御議論を踏まえて、無償化の効果検証についてはまとめているということでございます。政府としましては、もちろん既存の政府のこれまでの統計で確認できるところは当然確認していきたいと思っておりますが、中長期的に出生率とか幼児教育の効果については、まさに学識経験者の皆様の研究とか知見をいただきながら、検証方法も含め、検討していきたいと考えております。

私からは以上です。

秋田会長 お願いします。

矢田貝保育課長 保育課長でございます。

まず、本日いただきました御意見については、内閣府とも相談いたしまして、報告書の方に盛り込めることは追記するとともに、細かい運用面でできるようなところについては、運用面のところで取扱いを明確にするということも含めまして対応を検討させていただきまして、対応したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

その中で、病児保育についての保育との整合性のあり方という御意見がございました。保育の方は御承知のとおり月を単位として乳幼児一人一人に着目した公定価格となっております。一方、病児保育の方は年間の延べ受入児童数や日数などに着目した包括的な補助金となっているという違いはございますけれども、整合性が図れるところは図っていくべきと考えてございますので、こちらはまた個別に調整を御相談させていただければと考えてございます。

また、家庭的保育のところでも今日御発言がございましたので、この部分の報告書の書きぶりを含めて、こちらのほうも次回までに個別に調整をさせていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

秋田会長 お願いいたします。

小松健全育成推進室長 放課後児童クラブの受け入れ体制の整備につきまして、中川委員と茂木委員から御指摘をいただいております。御案内のように、放課後児童クラブにつきましては、昨年取りまとめました「新・放課後子ども総合プラン」に基づいて、2021年度末までに25万人、2023年度末までにさらに5万人ということで推進をしていくこととしております。引き続き、自治体の御協力もいただきながら財源も確保しつつ、着実に推進

していきたいと考えております。

以上です。

秋田会長 ありがとうございます。

吉田生活困窮者自立支援室長 生活困窮者自立支援室長でございます。

資料4、地域共生社会について何点が御質問、御指摘をいただきました。岡本委員から、相談窓口の担い手、また調整員との関係というところもいただいたところです。

資料の21ページで、我々が制度化に向けて参考にしているモデル事業などの取り組みを御紹介してまいります。秋田県小坂町、三重県名張市というので、小坂町においては人口4,000~5,000人だったと思いますが、人口が比較的少ない中で総合化した窓口をつくられているケースがありますし、三重県名張市においては、まちの保健室で相談を受けとめ、市役所本庁でエリアディレクターを配置して、連携をしているというところでございます。

このように市町村がいろいろな形で取り組めるようにということを考えてございまして、いろいろ御意見いただいた中でもございましたけれども、既存の相談窓口の機能をしっかり生かしてできるような仕組み、枠組みが必要かなと思っております。

また、調整する役割のもの、連携担当職員につきましては、これまで十分に機能が果たせていないという御指摘もいただいておりますので、機能強化できるように取り組みを進めていきたいと考えてございます。

あと、奥山委員、小川代理人から意見書もいただいておりますのでございます。少し簡単に我々の考えを御説明させていただきますが、断らない相談支援について御指摘をいただいております。今、申し上げましたとおり、市町村全体でそういう体制をつくっていく、特定の相談機関や窓口で全てを丸抱えするのではなくて、適切に多機関協働を進めていく、市町村全体でチーム支援をしていくということを考えてございます。こういうことは、きょうの参考資料2の中に最終取りまとめ原案を検討会の中で出していただいておりますので、その中の記載でもございます。

今、申し上げましたとおりでございますので、子ども分野の現在の取り組みをしっかりと生かしながら他分野との連携を進める、そういう形で市町村全体で断らない相談支援を進めることができるような制度設計を進めていきたいと考えてございます。

また、御指摘の多機関協働の中核など、新しい機能に対する支援も適切になされるようにしていかないといけないと考えておりますので、関係省庁としっかりと今後調整をしていきたいと考えてございます。

いずれにしても、柏女委員からも御指摘をいただきました子ども分野の状況をしっかりと踏まえるべきということでございましたので、それを十分踏まえた制度設計を進めていきたいと考えてございます。

地域づくりに向けた支援のところでも御指摘をいただいておりますが、これも既存事業の人員配置とか資格要件、また各機関に求められる機能を適切に確保することが必要であるというようなこと、検討会の中でも御指摘があるところです。既存の地域子育て拠点事業

の機能が適切に確保できるように、今後詳細についてしっかりと検討していきたいと考えてございます。

あと、財源の拠出、配分に対する御意見もいただきました。御指摘の点については、きょういただいた御意見も踏まえつつ、詳細を今後検討していくというようなことでございますが、いただいているように、事業を委託する事業者さんに過度なしわ寄せが生じないような体制づくりが必要だと考えてございます。先ほどの冒頭の説明でも少し申し上げましたが、プロセスを重視しているということで、市町村が関係機関としっかりと議論をしていくとか、それは事業を開始する前も、事業を実施した後の振り返りなども含めて定期的に分析評価し、改善していくということが重要なことと考えております。

会議体の設置の御指摘もいただいておりますが、関係者で議論を進めるというプロセスを重視して取り組む、そういう設計をしっかりとしていきたいと考えてございます。

あわせて、詳細な点についてのことを御指摘いただいております。必要な資料がございましたら、しっかりと提示をしながら丁寧に御説明を進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

秋田会長 説明ありがとうございました。

時間を過ぎておりますけれども、今の御回答等に対して何か御意見があれば、今この場で伺います。

では、駒崎委員。

駒崎委員 内閣府の方に、サンプル数1というのは我々だと思います。私どもだと思っております。私どもがいいと、出していいですよと申し上げておりますので、ぜひ出していただきたいのですよ。じゃないと、居宅訪問型保育で医療的ケア児をしっかりと見たら赤字になるのだよということを、どこにも正式に記録が残されないことになってしまうので、それは後世に対してよくないし、政策立案にとってもマイナスだと思っております。

統計というのは、そういった余りうまくいっていないことでもちゃんと出すことによって、ではどうブラッシュアップしていくかということにつなげていけるわけですから、それをサンプル数がないから、なしねみたいなことは全然よくないことだと思っておりますので、それもサンプル数1である我々が望んでおりますので、ぜひ出していただけたらなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

池上参事官 どのような取り扱いができるかということについて、御相談させていただきたいと思っております。

秋田会長 よろしゅうございますでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。施行後5年の見直しに係る対応方針については、本日いただきました御意見等を踏まえ、次回が多分ことし最後かと思っておりますが、次回の会議において改めて議論の上、取りまとめることとしたいと考えております。

それでは、第49回「子ども・子育て会議」を終了いたします。お疲れさまでした。